

漢武帝における太初曆制定の眞の意圖

——不死を求めて——

石 合 香

はじめに

太初曆とは、前漢・武帝（前141—前87在位）の太初元年（前104）夏五月に制定施行された曆である。この太初の改曆と同時に服色等の制度改正も同時に行われている⁽¹⁾。當時、この改曆・改制度が社會的に持つ意味は大きく、改曆・改制度は封禪と並んで受命の王者が行うべき一大國家事業とされていた⁽²⁾。

この武帝により行われた改曆・改制度とは、從來説では儒者官僚の提示した三正説（表1）という王朝交代理論の主導下で行われ、武帝の太初曆制定についての意向もこれ

に同じとされてきた。

しかし私見によれば、太初の改曆・改制度は五徳終始説（表2）の主導下で行われ、さらに武帝の太初曆制定の眞の意圖は黃帝のように登仙し不死を得るということにある⁽³⁾、と考えられるのである。

〔表1〕 三正説

	正	月	服色
夏	冬至後六十日・孟春月	建寅月	黒
殷	冬至後三十日・季冬月	建丑月	白
周	冬至	仲冬月・建子月	赤

夏正↓殷正↓周正↓夏正（漢）

漢武帝における太初曆制定の眞の意圖

【表2】 五德終始説（相克關係）⁽⁴⁾

土德（黃帝・黃）↓木德（夏・青）↓金德（殷・白）
 ↓火德（周・赤）↓水德（秦・黑）↓土德（漢・黃）

本論考では、なぜこのような結論にいたったかを、以下のように検討する過程で、明らかにしていきたい。まず第一に、『漢書』律曆志と『史記』曆書との比較検討を行う。

この検討によって太初の改曆・改制度の主導理念とは、本來は三正説ではなく五德終始説であったこと、さらには太初の改制には、五德終始説↓漢土德説↓土德の帝・黃帝という思想的流れのラインが存在していたことを明らかにしていく。そして第二に、武帝の太初曆制定の際に出された詔の内容を『史記』封禪書の各所と對照し、分析を行っていく。この資料分析によって、「武帝の太初曆制定の眞の意圖とは、黃帝のように登仙し不死を得ることであった」ということを明らかにしていく。最後に、それでは從來説が重視した三正説は武帝にどのように利用されたのかについて考察し、武帝期の儒術の實態について若干の見解を述べてみたい。

一 太初曆制定の主導理念

ここでは、太初の改制の主導理念は三正説ではなく、むしろ五德終始説にあった、という事について、私見を述べ検討をしていきたい。

太初曆制定の經緯に關する記事は、『史記』卷二十六曆書と『漢書』卷二十一律曆志上にみられる。以下にその内容をいささか冗長ではあるが書き出してみる。

(1) 『史記』曆書における太初曆制定の過程⁽⁵⁾

①漢初、漢王朝は水德王朝と高祖によって認識されていたが、改曆・改制度の餘裕がなかった。②文帝時、改曆・改制度について張蒼と公孫臣の間で議論があった。これは五德終始説下の議論で、張蒼は水德説、公孫臣は土德説を主張。土德に決定するとみられたが、新垣平の不祥事により頓挫した。③武帝が即位し、方士唐都に二十八宿を分かつせ、落下閔に曆算させて夏正採用を決定した。太初曆完成後の太初元年五月夏至に頒行し、その際に詔を出した。詔には「黃帝」、「應水德之勝」等の語が見え、漢王朝が五德

終始説では土徳王朝であることを提示。

(2) 『漢書』律曆志における太初曆制定の過程

①漢初は秦の正朔服色を踏襲。②武帝の元封七年、治曆家（大中大夫公孫卿・壺遂・太史令司馬遷等）が、曆と天象のズレによる改曆要請。③儒家官僚（御史大夫兒寬・博士魯賜等）が三正説による改曆・改制度を提示し、夏正を推奨した。④武帝が新曆制定の詔を出す。⑤新曆制作に着手し、さらに他の治曆者の協力要請。⑥治曆の鄧平・長樂の司馬可、酒泉の侯の宣君、侍郎尊と、民間の治曆者方士の唐都、巴郡の落下閔が曆算し、太初曆が成立した。

右の二資料の間には決定的な相違点がみられる。まず第一に、夏正採用について『史記』曆書では落下閔が曆計算により決定したとし、『漢書』律曆志では兒寬等儒者が三正説により決定したとしている。第二に、改曆・改制度の主導理念について『史記』曆書では五徳終始説であるとし、『漢書』律曆志では兒寬等が提唱した三正説であるとしている。第三に、武帝の太初曆に關する詔の發令の時期について『史記』曆書では太初曆の完成後の太初元年夏

漢武帝における太初曆制定の眞の意圖

五月夏至であるとし、『漢書』律曆志では兒寬の三正説奏上直後の太初曆制作着手時とされている。ここでさらに『史記』曆書と『漢書』律曆志を對照させ、班固が『漢書』の編集時に『史記』曆書から削除したと思われる部分の一部を抜き出してみる。

①至今上即位、招致方士唐都、分其天部、而巴落下閔運算轉曆、然後日辰之度與夏正同。乃改元、更官號、封泰山。②率應水徳之勝。③今日順夏至。

まず①は、『史記』で「夏正を決定したのは治曆者の落下閔である」と明言している部分である。②は、武帝の詔中の語で「漢王朝は水徳の勝にあたる」、つまり武帝が五徳終始理論では漢王朝の徳は土徳にあたると明言している部分である。また、③は、武帝の詔發令の日が「夏至」であった事を示している部分である。

以上から班固によって削除された部分は、いずれも『史記』曆書の記事と『漢書』律曆志の記事との齟齬を提示する部分であることがわかる。それでは班固はなぜこのよう

な資料削除を行ったのであろうか。『史記』曆書の記述に誤りがあった、後日の資料により修正する必要があったからなのであろうか。

その答えは否である。それは『史記』と『漢書』の第二の齟齬部分、太初の改曆・改制度の主導理念が五徳終始説なのか三正説なのかについてを、太初の改曆・改制度の實際面で検証することによってわかる。太初曆の改制の實際を表現すると次のようになる。

〔表3〕 太初改制の實際

	三正	歳首	服色	數
秦	夏正	十月	黑(水徳)	六(水徳)
漢	夏正	正月	黄(土徳)	五(土徳)

ここで注目すべき點は、三正説と五徳終始説が競合する服色部分である。先に表1で見たように三正説では漢の服色は夏正の色「黑」となるはずであった。しかし實際には、五徳終始説により導き出された漢土徳説により決定される「黄」となっている。すなわち改制の實際面では、三

正説よりも五徳終始説の方が優勢になっていることがわかる。つまり太初の改制は、その實際面では『史記』曆書の記述の如く五徳終始説の主導のもとで行われたという方が『漢書』律曆志の三正説主導説より妥當な見解である、と思われるのである。

では、なぜ班固は『史記』曆書の記事を削除して史實を歪曲するような編集を行ったのであろうか。それはひとえに太初の改曆・改制度の主導理念を五徳終始説から三正説に置き換えるためであった、と私は考える。先に検討した班固が『史記』曆書から削除した部分は、いずれも三正説を太初改制の主導理念と設定するためにはあつてはならない記事である。そこでまず第一に『史記』で夏正決定は治曆者落下閏であるとしている記述を削除している。三正説では服色と三正(夏正・殷正・周正)が問題になるが、上述のように太初の改曆・改制度の實際面で服色が「黄」なのは動かし難い事實である。ここで三正説を参入させるためにはどうしても漢の夏正が三正説により決定されたとしなければならない。そこで班固は、夏正決定が治曆者落

闕であるという『史記』の記述を削除したのである。

次は武帝が詔中で漢土德説を明言している記述の削除がある。『史記』の記述では、太初の改曆・改制度について武帝の意向が五德終始説↓漢土德説↓土德の帝・黄帝という思想的流れのラインにあることを明示するために消去せざるをえなかったのであろう。最後には、武帝の詔發令の時期を、夏至すなわち太初曆完成頒行時の太初元年夏五月に特定する記述を削除している。これは後述するように武帝の詔中に三正説に關することが全く見當たらないうことから行われた資料操作であると考えられる。すなわちまず『史記』から夏至を削除することによって武帝の詔發令の時期を不明確にした。これは武帝の詔を兒寬の三正説奏上直後に配置し、あたかも武帝は兒寬の上奏を受けて新曆制作着手の詔發令を行ったかのようにするためである。この操作は、たとえ武帝の詔中に三正説についての言及がなくとも、兒寬の三正説に武帝が贊同し、三正説主導のもと太初曆の制作が始まったかのような印象を讀む者に想起させるものであった。

漢武帝における太初曆制定の眞の意圖

このような班固による三種の巧妙な資料操作によって、太初の改曆・改制度の主導理念は『史記』曆書の五德終始説から『漢書』律曆志の三正説に置き換えられたのであった。

ではなぜ班固は太初の改曆・改制度の主導理念を五德終始説から三正説に置き換えたのであろうか。班固編集の『白虎通德論』卷八・三正篇には、三正説が王朝交代に伴う改曆・改制度の主導理論として記述されているが、同書卷四・五行篇にはその記述が見えない。すなわち班固にとつての制度改正理論とは三正説であつて五德終始説ではなかつたのである。⁽⁶⁾班固は制度改正理論に對する自身の學說的信念、儒者的立場からいつて、あくまでも武帝の改曆・改制度については、多分に方士誘導的な五德終始説主導よりも三正説主導を貫きたかつたのではないだろうか。⁽⁷⁾班固によるこのような意圖的な『史記』の書き換えは、他にも種々の例があり、先學による詳細な研究が既になされて⁽⁸⁾いる。いずれの研究においても、班固による『史記』の書き換えは單なる修辭的なものではなく非常に意圖的な

作業であり、その誘導先は歴史的事實（『史記』の記事をもし

そう呼ぶならば）よりも「かくあるべき歴史」の優先といっ

た班固の記述態度により描かれた班固の理想的歴史世界で

ある、とされている。そしてこの班固により展開された理

想的歴史世界は儒教的世界、五經に合致した世界である。

班固は自身の『漢書』編集態度について、次のように明示

している。「綜其行事、傍貫五經、上下洽通」（『漢書』卷一

百敘傳下）つまり班固は、『漢書』の編集記述には常に五經

の精神つまりは儒教精神が根底に存在することを自ら高ら

かに宣言しているのである。

ここで、あらためて今回の『史記』と『漢書』の書き換

えをみると、班固は『史記』における武帝の大初の改曆・

改制度の主導理念について、『史記』の記述にみえる五徳

終始説↓漢土徳説↓土徳の帝・黃帝という多分に方士誘導

的な部分を、兒寛等儒者が提唱した三正説に置き換えてい

る。班固はこの書き換えによって、太初の改曆・改制度と

は、儒者官僚の三正説主導によるすぐれて儒教的な改革で

ある、という彼の歴史觀に合った記述に成功したわけであ

る。

以上から太初改革の實際は、從來言われてきたような儒

者官僚の三正説主導の下に行われたと言うよりは、むしろ、

五徳終始説・漢土徳説主導の下に行われた、と理解す

る方がより妥當であろうという見解が得られた。次には、

本論文の中心課題である「太初の改曆について、武帝の眞

の意圖は何處にあったのか」について検討していきたい。

二 武帝にとつての太初曆制定の意圖

前章では「太初の改革とは三正説を主導理念とした改革

であり、武帝の儒術による國家制度改革の實現という意圖

によつてなされた」という従來説が、必ずしも史實に合致

していない事を明らかにした。それでは、太初改曆に對す

る武帝の眞の意圖とは如何なるものであったのか。この命

題の検討は、太初曆制定時に出された武帝の詔の内容分析

から始めていきたい。太初曆制定時の武帝の詔は『史記』

曆書には、

乃者、有司言星度之未定也、廣延宣問、以理星度、未

能詹也。蓋聞昔者黃帝合而不死、名察度驗、定清濁、起五部、建氣物分數。然蓋尙矣。書缺樂弛、朕甚閔焉。朕唯未能循明也、紬績日分、率應水德之勝。今日順夏至、黃鐘爲宮、林鍾爲徵、太簇爲商、南呂爲羽、姑洗爲角。自是以後、氣復正、羽聲復清、名復正變、以至于日當冬至、則陰陽離合之道行焉。十一月甲子朔旦冬至已詹、其更以七年爲太初元年。年名焉逢攝提格、月名畢聚、日得甲子、夜半朔旦冬至。

とある。また、『漢書』律曆志には

乃者有司言曆未定、廣延宣問、以考星度、未能讎也。蓋聞古者黃帝合而不死、名察發斂、定清濁、起五部、建氣物分數。然則上矣。書缺樂弛、朕甚難之。依違以惟、未能修明。其以七年爲元年。

とある。

ここで注目したいのは、この二つの資料中に、共に「蓋し聞く、昔者、黃帝合して死せず」という語がみえ、その下には黃帝の事跡が述べられている點である。

武帝のこの「蓋し聞く、昔者、黃帝合して死せず」と

漢武帝における太初曆制定の眞の意圖

は、まるで謎めいた語である。特に、「合して死せず」という語は、『史記』曆書と『漢書』律曆志の前後關係からのみでは意味を読み取るのは困難である。以下に「合して死せず」についての歴代注釋家の説をあげてみる。①②③は『漢書』の顏師古注から引用。④は方苞『史記注補正』の説である。

①應劭曰、言黃帝造曆得仙。

②孟康曰、合、作也。黃帝作曆、曆終而復始、無窮已也、

故曰不死。

③臣瓚曰、黃帝聖德、與神靈合契、升龍登仙、故曰合而不

死。

④此詔書中語、合而不死。即封禪書所謂、黃帝迎日推策、

後率二十歲復朔旦冬至、凡三百八十年而僊登於天、蓋方

士之誕語也。合者、至日適與朔旦合也。

「合して」について應劭と孟康は、漠然と曆の制作の事と言ひ、臣瓚は神靈と合する事と解釋している。また方苞は、「合して」とは至日つまり冬至と朔の日を合する事と解している。私は方苞説が一番妥當であると考え。なぜ

なら、この「冬至と朔日を合する」ということは、より詳しく言えば、曆計算により冬至と朔の日が「合する」日を正しく察知し、これを曆の始めの日と定め、この日を起點として曆を造った、ということを意味しているからである。これは前後關係から漠然と「曆の制作」という他の注釋家たちの説よりもはるかに一層具體的かつ詳細な説である。ここでもう一度『史記』曆書の武帝の詔をみていただきたい。三番目の傍線部に「十一月甲子朔旦冬至」とある。これは、太初曆の曆計算の起點である朔日と冬至の日が「合した」日の提示である。つまりこの詔中で武帝が宣言したのは、いにしえに黄帝は太陽の位置の起點である冬至と、月の位置の起點である朔日の合する日を正確な曆をつくる事によって算出して不死となったように（蓋聞昔者黄帝合而不死）、今自分も黄帝と同じ土徳の天運にあつて（牽應水徳之勝）、しかも冬至と朔日の合する曆の起點（十一月甲子朔旦冬至）を正確に算出して太初曆を作ったのだ、ということなのである。

ここでいまひとつ問題が起こってくる。それは、なぜ黄

帝が「合す」こと、すなわち冬至と朔日を計算して曆の起點を算出することが「不死」につながるのか、という問題である。これについては、この武帝の詔中の語に對して背景となる事柄が存在する。それは、以下にあげる『史記』卷二十八封禪書、武帝元鼎四年（前一三）秋の齊人公孫卿から武帝に出された上奏文中に見出される。

この武帝元鼎四年秋に先立って武帝元鼎四年夏六月、漢王朝受命の徴である寶鼎が汾陰から出土している。これを受けて公孫卿は武帝に上奏文を提出したのである。この公孫卿が如何なる人物かについては、封禪書と『漢書』卷二十五郊祀志、先に上げた『漢書』律曆志にその名が見えている。封禪書および郊祀志には以下にみるように武帝に登仙指南をする者として、そして律曆志には曆を治める者として登場する。

さて、封禪書によれば、公孫卿は武帝に、黄帝が行った二つの登仙プログラムを提示している。それはまず（一）曆を作ることによって登仙する方法。そして（二）封禪をするることによって登仙する方法である。この（一）の曆を

作ることによって登仙する方法が、先に提起した「黄帝が曆を作ったことが何故不死につながるのか」という疑問を解き明かす鍵となる。では順を追って資料を検討していく。まず元鼎四年秋の公孫卿の奏上文の内容を以下にまとめてみよう。

(1) 造曆による登仙

①武帝が寶鼎を得た今年(元鼎四年)は、朔旦が冬至にあたる。これは黄帝が登仙した時運と同じである。公孫卿の有する「札書」には、次のようにある。②黄帝は、(朔旦冬至の年に)寶鼎を得、これを臣下の鬼臾區に問うたところ、鬼臾區は「黄帝は寶鼎と神策すなわち天數を推算する筈を得ました。今年己酉の朔旦が冬至と合する日です。朔旦冬至とは天のめぐりが終わってまた新たに始まる天の紀(端緒・始め)の時なのです」と言った。③そこで黄帝は神策を以って日月の推算をし、およそ二十年で再び朔旦冬至が巡って来ることを曆算し、この朔旦冬至をおよそ二十回迎え、三百八十年後(十九年七閏法で一九年×二十)に登仙した。

(2) 封禪による登仙

①公孫卿の「札書」つまり「鼎書」とは、黄帝の言を授かった申公の書であり、そこには次のようにある。②漢が興った時は、日月がまた黄帝の時と同じ状態にめぐってきた時である。③漢の聖者は、高祖の孫か曾孫の天子(武帝を指す)であり、この天子は寶鼎を得て神と通じ、封禪をするであろう。封禪した七十二王のうち、ただ黄帝だけが泰山に上って封禪することができた。④漢の皇帝は泰山に上って封禪するべきであろう。そうすれば登仙することができさる。⑤五名山(華山・首山・太室山・泰山・東萊山)は黄帝が常に遊んで神と會合したところである。⑥黄帝は上帝を雍で祠った。⑦黄帝は甘泉で萬靈に接見した。⑧黄帝は鼎を鑄て、完成の後、龍に乗って登仙した。

造曆による登仙方法において公孫卿は、受命の徴である寶鼎を得てしかもその年が朔旦冬至に當たる今の武帝の状態は、いにしえ黄帝が寶鼎と神策を得てこの神策により曆計算をして朔と冬至の合する日を推算した時と全く同じ天運の巡り合わせにある、と言う。さらに黄帝はこの朔旦冬

至を二十回迎え、三百八十年後に登仙したと言っている。

このような封禪書の公孫卿の奏上を背景とすれば、武帝の詔中の「蓋し聞く、昔者、黄帝合して死せず」とはすなわち「昔黄帝は冬至と朔日の合する日を正確な曆を作ることにより正しく察知し、登仙し不死となった」という意味であったことがよくわかる。そして今、武帝も冬至と朔日合する日を算出して太初曆という新しい曆を作ったのである。これは武帝個人にとっては、登仙プログラムを一つ果たした事となる。

武帝がいかにこの公孫卿が示した登仙プログラムを忠実に實踐したかについては、他の資料によっても検証することができ。以下にあげる資料A・Bは、ともに朔旦冬至の日に武帝が神策拜領のために奉った祝詞である。

A 元鼎五年（前一二三）十一月辛巳朔旦冬至の太一郊祭の祝詞

天始以寶鼎神策授皇帝、朔而又朔、終而復始、皇帝敬拜見焉。
（『史記』卷二十八封禪書）

B 元封七年（前一〇五）十一月甲子朔旦冬至（太初曆曆首

日）の祝詞

天增授皇帝太元神策、周而復始。皇帝敬拜太一。

（『史記』卷二十八封禪書）

ここで今一度、公孫卿が武帝に示した『札書』の（1）造曆による登仙の内容を振り返ってみよう。公孫卿によれば、登仙のためには①朔旦冬至の年に寶鼎と神策を得る。

②神策により推算（造曆）し、朔旦冬至が巡ってくる周期を割り出す。③朔旦冬至を二十回迎えた三百八十年後に登仙する、という三段階のプロセスが必要とされている。このうち武帝は、①の朔旦冬至の年に寶鼎を得るという最初の段階を元鼎四年夏六月に既にクリアしている。そして武帝が、次の段階である朔旦冬至に神策を拜領するという段階に取り掛かったのが、資料Aの元鼎五年十一月辛巳朔旦冬至の太一郊祭時なのである。ここでは武帝が黄帝と同様に寶鼎と神策を得たことを壽いている。さらに武帝は、太初曆を制定して②の段階をクリアし、これと同時に③の段階へと取り掛かったのである。それは、資料Bにあらわれている。資料Bには「天、皇帝に太元の神策を増授

し」とあり、これは太初曆の曆計算の起點である十一月甲子朔旦冬至の日、武帝が神策拜領の第二回目を終えたことを意味している。このように資料A Bの神策拜領に關する資料からも、武帝が公孫卿によって示された登仙プログラムを、實に忠實かつ積極的にこなしていったことがうかがえるのである。

以上の考察により、武帝の太初曆制定の眞の意圖とは、公孫卿が提案した登仙プログラム中にある「黃帝は曆をつくることによつて登仙し不死となつた」という事跡を再び實踐し、自らも黃帝のように不死になることであつた、ということが明らかになつたと思う。

さて、これまで武帝の事跡と對照させて検討してきたのは、公孫卿が提示した二種の登仙プログラムすなわち造曆による登仙と封禪による登仙のうち前者のみであつた。ここで、武帝がいかに公孫卿の登仙プログラムを忠實に實踐したかをさらに確認するために、今一つの封禪による登仙プログラムをまじえて、公孫卿の登仙プログラムと寶鼎を得てからの武帝の事跡をまとめて對照させてみたい。まず

公孫卿の登仙プログラムをまとめると次のようになる。

A 造曆・神策拜領によつて登仙

- ①朔旦冬至の年に寶鼎と神策を得る。②神策により推算（造曆）し、朔旦冬至が巡ってくる周期を割り出す。③朔旦冬至を二十回迎えた、三百八十年後に登仙する。

B 封禪によつて登仙

- ①朔旦冬至の年に寶鼎を得る。②五名山（華山・首山・太山・泰山・東萊山）・甘泉で「神與通」。③上帝を擁で祀る。④封禪。⑤登仙。

次に關連があると思われる武帝の實際の事跡を年代順にまとめ、上の登仙プログラムの内容と對照させてみると以下のようになる。

○元鼎四年（前一二三）六月、朔旦冬至の年に寶鼎を得る。

（A①とB①）

○元鼎四年（前一二三）秋、公孫卿に、黃帝の造曆登仙、

封禪登仙説を聞く。

○元鼎五年（前一二三）⁽¹⁰⁾十月、擁で上帝を祀る。（B③）

○元鼎五年（前一二三）十一月辛巳朔旦冬至、甘泉で太一

を祀り、初めて神策を拜領する。(A①とB②)

○元封元年(前一一〇)三月、太室山・泰山・東萊山に登り諸神と接見を試みる。(B②)

○元封元年(前一一〇)四月、封禪を行う。(B④)

○太初曆曆首日の元封七年(前一〇五)⁽¹¹⁾十一月甲子朔旦冬至、第二回神策拜領。(A②と同時に③)

○太初元年(前一〇四)夏五月夏至、太初曆頒行。(A②)

これを見ると、武帝は公孫卿の示した登仙プログラムのほぼ全ての過程を實踐したことがわかる。先に、前漢武帝の時代、受命の王者に期待される一大國家事業とは封禪と改曆・改制度であったと述べた。武帝は寶鼎を得たことによつて受命の徵を受け、さらに封禪と改曆・改制度をなしとげた。これは武帝にとつては黃帝と同じ土徳王朝を受命し、黃帝の行った同じ登仙プログラムを實踐し、黃帝のように登仙するという願望達成の手段でもあったのである。⁽¹²⁾武帝の封禪が登仙の手段であったことは既に周知のことである。

以上の考察により、太初曆の制定と改制度も、封禪がそ

うであったように、武帝にとつては登仙への重要な一手段であったことが明らかになったことと思う。以上の考察をここでまとめてみる。

①太初の改曆・改制度の主導理念は、兒寬等儒者の提示した三正説にあるとする従來説には、太初(13)の改制の實際と矛盾する點がある。これは、班固の編集による『漢書』律曆志のみの解釋によつて、太初(13)の改曆・改制度の主導理念は三正説であり、武帝の太初曆の制定の意圖も三正説に贊同するものとされてきたためである。

②本稿では、武帝の太初曆頒行時の詔の内容を、『史記』曆書と『漢書』律曆志の比較、及び『史記』封禪書等との對照によつて分析した。その結果、武帝にとつての太初曆制定の意圖には、黃帝の造曆後の登仙を再現し、自身も黃帝のように登仙する、という一面があった事が明らかになった。この觀點を缺いては、太初(13)の曆制定・改制度における武帝の眞意は、十分理解できないものと思われる。

これが武帝の太初曆制定の眞の意圖を考察し、得られた

結論である。これで今一つ残された問題があることに気づく。それは、それでは兒寛らの提唱した三正説は武帝にとつてどのような意味を持っていたのかということである。

三 武帝と三正説

この問題に關しては、儒者等が提出した封禪に關する上奏が武帝にどのように利用されたのかという『史記』封禪書における司馬遷の記述、及び封禪舉行に際して兒寛が武帝にどのような上奏をしたのかという『漢書』卷五十八兒寛傳の記述が大きな示唆を與えてくれる。

まず封禪書の記事についてみてみよう。司馬遷は言う、
「自得寶鼎、上與公卿諸生議封禪。封禪用希曠絕、莫知其儀禮、而羣儒采封禪尚書周官王制之望祀射牛事。——中略——數年、至且行。天子既聞公孫卿及方士之言、黃帝以上封禪、皆致怪物與神通、欲放黃帝以上接神僊人蓬萊士、高世比德於九皇。而頗采儒術以文之」と。司馬遷によれば、武帝の封禪の本質とは、黃帝の封禪の再現であり、儒術はそ

の文飾の一手段にすぎないことになっている。封禪書では、この後武帝は儒生たちが「詩書古文」に拘泥するあまり封禪の事を辨明できないのに業を煮やして、ことごとく儒生を退けて獨自に封禪を舉行したとされている。この武帝の封禪獨自舉行の後押しをしたのが他ならぬ兒寛なのである。⁽¹⁴⁾

『漢書』兒寛傳には、五十餘人もの儒者達が武帝の下問で封禪の事を議したが未だ定まらずの状態のなか、武帝が兒寛に司馬相如の遺書に封禪のことがあるのを下問したところ、兒寛は次のように返答したとある。「唯聖主所由、制定其當、非羣臣之所能列。今將舉大事、優游數年、使羣臣得人自盡、終莫能成。唯天子建中和之極、兼總條貫、金聲而玉振之、以順成天慶、垂萬世之基」。すなわち兒寛は武帝に自由采配で封禪を舉行せよとすすめたわけである。そして「上然之、乃自制儀、采儒術以文焉」となったと『漢書』は記述している。

ここで興味深いのは、儒生の進言をことごとく退けて舉行した封禪であったはずなのに、その封禪後の武帝の詔に

「古者天子五載一巡狩、用事泰山」(『史記』封禪書)なる語がみえる事である。これは明らかに、封禪と『尚書』堯典にみえる天子の巡狩を武帝が同一化したことを意味している。實際武帝はその後五年に一回の封禪を行い、これは巡狩のサイクルと一致する。これが司馬遷及び『漢書』兒寛傳のいう儒術による文飾の實態なのであろう。つまり武帝の封禪擧行の眞の意圖は「不死登仙」にあり、これを古聖王が行った巡狩であとづけて文飾するというパターンである。武帝はこれで「不死登仙」とともに、歴代古聖王に並ぶ、天から受命された帝王の一人としての權威をも獲得できたはずである。

太初曆制定の際に兒寛から提唱された三正説にもこの「文飾」方法が適應されたであろうことは、この封禪と太初改制のどちらにも兒寛が関わっていることから容易に推測される。すなわち武帝の太初曆制定の眞の意圖は封禪と同様「不死登仙」にあったのだが、一方ここでも武帝は儒術による文飾によって自らを古聖王に並ぶ受命の帝王とするための工作を怠らなかつた。すなわち古聖王の三正説を

既に治曆者らによって決定されていた「夏正」と巧みに結びつけて、儒術による文飾をし、歴代古聖王の仲間入りを果たしたのである。この場合儒術はあとから付けられた單なる權威付けのための理屈にすぎないともいえる。以上が三正説による「文飾」の實態であり、兒寛は武帝にとっては意のままに儒術を引き出してくる眞に便利な御用學者であつたともいえる。

これは兒寛に對する他の官僚たちの評價にも表れている。『史記』卷一百二十一儒林列傳の兒寛傳は「寛在三公位、以和良承意從容得久、然無有所匡諫、於官、官屬易之、不爲盡力」といい、『漢書』兒寛傳は「寛爲御史大夫、以稱意任職、故久無有所匡諫於上、官屬易之」としている。これは、兒寛は専ら武帝の意を迎えることでその高位を保っていたというものである。しかし、このように同時代の官僚仲間からは軽んじられた兒寛も、その後世に残した功績は大きい。兒寛によって組み入れられた封禪への儒術の参入は、後漢の光武帝時代には正式な儒教儀式として採用され、三正説も『白虎通德論』三正篇によって正式な

王朝交代理論の一つとして認定を受けているからである。この兒寛の事例は、前漢武帝期における儒術の有り様の一端を垣間見せているといえよう。

結 語

武帝の封禪舉行の眞の目的は登仙願望にあることは既に周知のことであるが、従来は儒教主導と言われてきた改曆・改制度も、實はこの武帝の登仙願望に與するものであったことが、本稿の以上の考察によって明らかになったと思われる。

津田左右吉博士は「漢代政治思想の一面」⁽¹⁶⁾で前漢の國家的祭祀である郊祀について次のように指摘している。「漢代の郊祀は五行思想から出た新説や民間信仰もしくはそれを潤飾した巫祝方士等の言議に由来しながら、それに權威をつけるために儒家の所説に附會したものであり、儒家もまたそれを利用して、恰も古の禮が今に行はれる如くにいひなしたものでらしい。」これは郊祀についての指摘である。しかし、こと武帝期の封禪、そして本稿で検討を加えた改

漢武帝における太初曆制定の眞の意圖

曆・改制度についていえばこれと全く同じことがいえるのである。すなわち封禪も改曆・改制度も、武帝の強烈な黃帝登仙への一體化願望と武帝に登仙實現の具體策を即時提供した方士公孫卿の活動にその本質的主導性があつたのだが、ここに古聖王に並ぶ帝王としての權威獲得という武帝のもう一つの願望が加わるに及んで、公孫卿に並ぶ即時對應をみせた兒寛によって、儒術による文飾が追隨されたのである。そしてこの儒術による文飾は、やがて後漢光武帝期には封禪の本質的教義へとすり替わり、「經説」とまでなっていくのである。⁽¹⁷⁾

武帝が舉行した一大國家祭祀である封禪と改曆・改制度は、前漢代の一つの重大な局面である。この封禪と改曆・改制度が、武帝・方士・儒者それぞれの思惑を織り交ぜて進められていくさまは、前漢の祭祀と當時の方士の活動及び儒教の實態について、一つの典型例を提示しているのである。

註

- (1) 『史記』卷十二武帝本紀、『史記』卷二十八封禪書(「因」字なし)、『漢書』卷二十五郊祀志下(「官名」を「官」に作る)には「太初元年」夏、漢改曆、以正月爲歲首、而色上黃、官名更印章以五字、因爲太初元年」とあり、『漢書』卷六武帝紀には「(太初元年)夏五月、正曆、以正月爲歲首、色上黃、數用五、定官名、協音律」とある。
- (2) 『史記』卷二十六曆書に「王者易姓受命、必慎始初、改正朔、易服色、推本天元、順承厥意」とある。

- (3) 能田忠亮・藪内清『漢書律曆志の研究』全國書房、一九四七年、七〇九頁。川原秀城『中國の科學思想—兩漢天學考』創文社、一九九六年、一一四—一一七・一二二—一二四頁。

- (4) 前漢王朝で展開された五德終始説による漢王朝受命の「德」には轉變があり、複雑な問題要素を持つ。まず高祖は漢王時には「赤帝」の「赤」を向んだが、入關時には自らを「黒帝」とし(『史記』卷二十八封禪書、漢を水德王朝とした)、『史記』卷二十六曆書)。ついで文帝時、漢土德説(公孫臣説)と漢水德説(張蒼説)の議論があり殆ど土德説に決定しかけた時に新垣平の不祥事のため漢王朝の「德」決定は立ち消えとなった(『史記』曆書・封禪書)。このような経緯を経て武帝時に太初の改曆・改制度が行われ、漢の土德(數は五・服色は黄)が決定づけられた(註1參照)。前漢末になり、劉歆が五德終始説の相生説による漢火德説を打ち出し

(『漢書』卷二十一律曆志下)、後漢王朝は漢火德説を正式採用し(『後漢書』卷一上光武帝紀)、以後漢は火德王朝とされたのである。なお本稿で問題としている武帝時の漢土德説は五德終始説の相克説により導き出されている。

- (5) 『史記』卷二十六曆書と『漢書』卷二十一律曆志上の太初曆制定過程の本文を参考としてあげておきたい。なお文中の①等の記號は、本論考中で筆者が箇條書きにした區切りと對應させている。

『史記』曆書

①漢興、高祖曰、北時待我而起。亦自以爲獲水德之瑞。雖明習曆及張蒼等、咸以爲然。是時天下初定、方綱紀大基、高后女主、皆未遑、故襲秦正朔服色。②至孝文時、魯人公孫臣以終始五德上書、言、漢得土德、宜更元、改正朔、易服色。當有瑞、瑞黃龍見。事下丞相張蒼、張蒼亦學律曆、以爲非是。罷之。其後黃龍見成紀、張蒼自黜、所欲論著不成。而新垣平以望氣見、頗言正曆服色事、貴幸、後作亂、故孝文帝廢不復問。③至今上即位、招致方士唐都、分其天部、而巴落下閔運算轉曆、然後日辰之度與夏正同。乃改元、更官號、封泰山。因詔御史曰、乃者、有司言星度之未定也、廣延宣問、以理星度、未能詹也。蓋聞昔者黃帝合而不死、名察度驗、定清濁、起五部、健氣物分數。然蓋尙矣。書缺樂弛、朕甚閔焉。朕唯未能循明也、綏續日分、率應水德之勝。今日順夏至、黃鐘爲宮、林鐘爲徵、大蔟爲

商、南呂爲羽、姑洗爲角。自是以後、氣復正、羽聲復清、名復正變、以至子日當冬至、則陰陽離合之道行焉。十一月甲子朔旦冬至已詹、其更以七年爲太初元年。年名焉逢攝提格、月名畢聚、日得甲子、夜半朔旦冬至。

『漢書』律曆志

①漢興、方綱紀大基、庶事草創、襲秦正朔。以北平侯張蒼言、用顛頊曆、比於六曆、疎隔中最爲微近。然正朔服色、未覩其眞、而朔晦月見、弦望滿虧、多非是。②至武帝元封七年、漢興百二歲矣、大中大夫公孫卿、壺遂、太史令司馬遷等言、曆紀壞廢、宜改正朔。③是時御史大夫兒寬明經術、上乃詔寬曰、與博士共議、今宜何以爲正朔、服色何上。寬與博士賜等議、皆曰、帝王必改正朔、易服色、所以明受命於天也。創業變改、制不相復、推傳序文、則今夏時也。臣等聞學編陋、不能明。陛下躬聖發憤、昭配天地、臣愚以爲三統之制、後聖復前聖者、二代在前也。今二代之統絕而不序矣、唯陛下發聖德、宣考天地四時之極、則順陰陽以定大明之制、爲萬世則。④於是乃詔御史曰、乃者有司言曆未定、廣延宣問、以考星度、未能讎也。蓋聞古者黃帝合而不死、名察發斂、定清濁、起五部、建氣物分數。然則上矣。書缺樂弛、朕甚難之。依違以惟、未能修明。其以七年爲元年。⑤遂詔卿、遂、遷與侍郎尊、大典星射姓等、議造漢曆。——中略——乃以前曆上元泰初四千六百一十七歲、至於元封七年、復得闕逢攝提格之歲、中冬十一月甲子朔旦冬

漢武帝における太初曆制定の眞の意圖

至、日月在建星、太歲在子、已得太初本星度新正。姓等奏不能爲算。願募治曆者、更造密度。各自增減、以造漢太初曆。⑥乃選治曆鄧平及長樂司馬可、酒泉候宜君、侍郎尊及與民間治曆者、凡二十餘人、方士唐都、巴郡落下閔與焉。都分天部、而閔運算轉曆。其法以律起曆。——中略——與鄧平所治同。——中略——乃詔選用鄧平所造八十一分律曆、罷廢尤疏遠者十七家、復使校曆律昏明。——中略——遂用鄧平曆、以平爲太史丞。

(6) 『白虎通德論』と同時代の後漢王符の『潜夫論』卷八・五德志には、「天命五代、正朔三復」とあり、後漢の王朝交代に伴う制度改革理論には、一般的には五德終始説と三正説が認められていたことがわかる。

(7) 班固は、漢王朝が火德王朝であることについては肯定している(『漢書』卷二十五郊祀志贊・同卷二高帝紀贊)。漢火德説は經學に合致した説であり(石合「曆法からみた漢火德説の再検討」、日本中國學會報、第四八號、参照)、また、後漢王室の意向 uptake を得ない説でもあったのであろう。

(8) 板野長八「班固の漢王朝神話」(『儒教成立史の研究』、岩波書店、一九九五年)では、班固が漢王朝をあるべき姿に神話化するという明確な意思によって種々の資料操作をした事例が述べられている。また、加藤實「漢代詩説における宣王像——宣王像のゆれと變雅の成立——」(『詩經研究』第二二號、四〇五頁)では、『史記』卷一百十匈奴列傳と『漢書』卷九

十四匈奴傳の比較により、班固が『史記』の記事を毛詩の詩序に合わせた解釋に書き換えた例があげられている。

- (9) この黄帝についての記述は『漢書』律曆志においては、全く異質な内容であり、班固による資料操作のさらなる證據の提示となるものである。それは、先述のようにこの詔の直前には兒寛等による三正說導入の上奏があり、ついでこの詔が續く構成となつていながらもかわらず、武帝の詔には三正說に關する語が全く見えずかえつて「蓋し聞く、古者黄帝合して死せず」という語が見えるという明らかな文脈上の斷絶があるからである。兒寛等の奏上を受けて出されたはずの武帝の詔は、なぜか五德終始說—漢土德說の延長線上にある黄帝に關する事跡で埋めつくされ、前後の文章は内容的に全くつながっていない。これは太初曆制定の理念から五德終始說—漢土德說というラインが班固によって消去されたためにできた斷絶なのである。このように班固の意圖の編集は、資料の文脈上にズレを生じさせ、資料操作の跡を露呈させている。
- 一方の『史記』曆書では、この詔の前に五德終始說—漢土德說がすでに提示されており、當然のことながら事の前後關係には全く矛盾がみられない。
- (10) この時點では元號は十月切り替えである（漢は太初の改曆までは十月歲首）。
- (11) 註(10)参照。
- (12) もちろん太初の改曆・改制度は、武帝の個人的な登仙願望

- 達成のためだけに行われたのではない。特に改曆に關しては秦から引き繼いだ曆が既に天象と相當ズレており、治曆者からは改曆の強い要請が出されていた（『漢書』卷二十一律曆志上）。また、冒頭に述べたように武帝は受命の王者として封禪及び改曆・改制度を舉行するように周圍からの強い期待を受けていたのであり（『史記』卷二十八封禪書）、これらの舉行の表向きの第一義は、武帝の國家の祭祀者としての使命遂行である。しかし封禪がそうであったように、太初の改曆・改制度にも武帝の強烈な登仙願望という一面が存在するのであり、これが本稿で明らかにしたかった點なのである。なお武帝の不死願望を、武帝を國家の祭祀者として捉えることによつて漢王朝の永遠不滅願望と一體化して考えることもできるが、この件に關しては今後の研究課題としていきたい。
- (13) 川原前掲論文（一二三頁）ではこの矛盾を三正說と五德終始說との併用ゆえの「自家撞着」としている。しかし、同論文（三一〇頁）でも指摘するように太初の改曆・改制度が三正說と五德終始說との併用とみると、さらに秦王朝の取り扱ひにも矛盾をきたすことになる。すなわち三正說では秦を無視する（秦を認めると漢は殷正となる）が五德終始說では秦を認めている（秦を認めないと漢は水德王朝となる）のである。このように主導理念に三正說を想定すると深刻な矛盾點があまりにも多すぎるのである。私見では、夏正は治曆者が

決定し、後述のように三正説はこの夏正決定へのあとづけの儒術による文飾程度のものであったであろうと考えている。あとづけの文飾程度の説であったが故に上述の矛盾が発生し、同時に黙認もされたのであろう。

(14) 兒寛と封禪の關係については永井彌人「經學史から觀た封禪説の形成」(『中國古典研究』第四十二號、一九九七年)參照。

(15) 建武三十二年(五六)に舉行された光武帝の封禪の刻石文には「維建武三十有二年二月、皇帝東巡狩、至于岱宗柴、望秩於山川」(『續漢書』志第七祭祀志上)とある。これは『尚書』堯典の舜の巡狩「歲二月東巡守、至于岱宗柴、望秩于山川」をそのまま踏襲したものであり、光武帝の封禪舉行時には封禪と巡狩が完全に一體化し、國家儀式として採用されていたことがわかる。

(16) 『津田左右吉全集』第十七卷、八九頁。(岩波書店、一九六五年)

(17) 永井前掲論文參照。

漢武帝における太初曆制定の眞の意圖

執筆者紹介

石合 香	早稻田大學大學院生
横手 裕	千葉大學助教
水口 拓壽	東京大學大學院生
佐藤 實	關西大學大學院生
楠山 春樹	早稻田大學名譽教授
小南 一郎	京都大學人文科學研究所教授
三浦 國雄	大阪市立大學教授
尾崎 正治	大谷大學圖書館幹事
橋本 高勝	京都産業大學教授